

株式会社メタプラネット

定 款

株式会社メタプラネット

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社メタプラネットと称し、英文ではMetaplanet Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 下記商品の企画・制作及び売買並びに輸出入業
 - (イ) レコード音盤、コンパクトディスク等の音楽を録音した商品
 - (ロ) 音楽レコード
 - (ハ) キャラクター商品（コンピューターで作成した個性的な名称や特徴を有している人物、動物の画像をつけたもの及びテレビ、映画、漫画等に登場する人物、動物等の名称や特徴を施した衣料品、文房具、装身具等）
 - (ニ) コンピュータソフトウェア
 - (ホ) 衣料品、日用雑貨、バック、革製品、宝飾品
 - (ヘ) 食料、食品、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）
 - (ト) 染料、顔料、塗料、薬品（医療品、医療部外品、動物用医薬品、毒物、劇薬を含む）、化粧品およびそれらの原料
 - (チ) 印刷物、出版物及び映像物
2. 飲食店及びライブハウスの経営
3. レコード、コンパクトディスク、ビデオテープその他の音響又は映像媒体の販売店の経営
4. 音響機器の販売
5. 倉庫業、貨物運送取扱業及びその代理業
6. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および保険仲立業
7. 動産の販売及び賃借業、リース、レンタルおよびその仲介業
8. 貴金属、宝石、美術品及び古物売買業
9. 工業所有権、ノウハウ、著作権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア、Web 3 サービス、ブロックチェーン技術及び暗号通貨、NFT その他のデジタル資産の取得、売買、賃貸借、企画、開発、保全、利用、管理、仲介及び譲渡
10. 情報の処理・提供に関する事業、電気通信事業、無線及び有線テレビ・ラジオ放送事業ならびに番組提供業
11. 広告業、広告代理業

12. イベントの企画・運営・実施
13. 各種教育図書、教材の制作、販売ならびに学習教材・カルチャー教室の運営
14. 有価証券等の保有、運営、売買、仲立、売買斡旋、受託、各種債権の売買、為替取引、クレジットカード、割賦金融及び各種金融業
15. 経理業務、財務書類処理、給与計算に関する請負業
16. 信用情報の収集、分析及びデータ提供サービス業
17. 金融商品取引業、投資助言業及び投資運用業
18. 証券業、証券投資顧問業及び有価証券に係る投資顧問業
19. ホテル、旅館等観光施設、飲食店、ゴルフ場、マリンクラブ等レジャー・スポーツ施設の経営
20. 会員制ホテルの利用権及び会員権の販売および仲介
21. 病院、医院、診療所、有料老人ホーム及び薬局の経営
22. 法令に基づきおこなう建築設備の点検・整備等の業務ならびにそれらの受託、請負、代理、仲介業
23. 企業の経営・管理業務全般のコンサルティング
24. 不動産の賃貸借、売買、造成、開発及び保守管理ならびに倉庫業
25. 建築・土木・設備及び内外装工事の請負、設計ならびに管理
26. Web 3 サービス及びブロックチェーン技術に係るコンサルティング業務
27. ビットコインへの投資・保有・運用
28. ビットコインを使った資産運用
29. ビットコインに関連・付随する業務全般
30. 前各号に附帯する一切の業務に対する投資又は融資
31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
32. 前各号に掲げる以外の一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、145,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 会社法第206条の2第4項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 会社法第206条の2第4項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過

半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議

長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第28条 代表取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 代表取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

- 2 第26条第2項の決議があつたとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める

取締役会規則による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度及び決算期)

第45条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から当年12月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第46条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第48条 財産配当が金銭である場合は、その支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第20条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改訂履歴

平成11年 5月22日 制定

平成12年 11月28日 一部改訂

平成 13 年 4 月 25 日 一部改訂
平成 13 年 11 月 28 日 一部改訂
平成 14 年 7 月 26 日 一部改訂
平成 14 年 11 月 28 日 一部改訂
平成 15 年 11 月 27 日 一部改訂
平成 16 年 9 月 30 日 一部改訂
平成 16 年 11 月 29 日 一部改訂
平成 17 年 4 月 20 日 一部改訂
平成 17 年 11 月 29 日 一部改訂
平成 18 年 11 月 28 日 一部改訂
平成 20 年 8 月 1 日 一部改訂
平成 21 年 5 月 27 日 一部改訂
平成 21 年 11 月 26 日 一部改訂
平成 22 年 11 月 29 日 一部改訂
平成 23 年 3 月 1 日 商号変更

(ダイキサウンド(株)から(株)フォンツ・ホールディングスへ)

平成 23 年 11 月 29 日 一部改訂
平成 24 年 11 月 29 日 一部改訂
平成 25 年 4 月 24 日 一部改訂
平成 25 年 12 月 25 日 一部改訂
平成 26 年 1 月 1 日 商号変更

(株)フォンツ・ホールディングスから(株)レッド・プラネット・ジャパンへ)

平成 27 年 12 月 30 日 一部改訂
平成 28 年 6 月 29 日 一部改訂
平成 31 年 3 月 27 日 一部改訂
平成 31 年 4 月 10 日 一部改訂
令和 2 年 3 月 27 日 一部改訂
令和 3 年 3 月 31 日 一部改訂
令和 4 年 3 月 29 日 一部改訂
令和 5 年 2 月 7 日 商号変更

(株)レッド・プラネット・ジャパンから(株)メタプラネットへ)

令和 5 年 2 月 7 日 一部改訂
令和 5 年 3 月 24 日 一部改訂
令和 6 年 7 月 1 日 一部改訂
令和 6 年 8 月 1 日 一部改訂
令和 6 年 12 月 20 日 一部改訂